

柏崎市立半田小学校 PTA 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、柏崎市立半田小学校 PTA といひ、事務局を柏崎市立半田小学校内におく。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、保護者と教師が一体になって児童福祉増進のために、教育の刷新を図り、あわせて新時代に即応する保護者と教師の教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校教育の振興充実
- (2) 児童の教育に係る研究調査
- (3) 児童の校外生活の指導
- (4) 会員相互の親睦教養を高めるための事業
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 組織

第4条 本会の会員は、本校児童の保護者、職員で組織する。

第5条 第4条に定める者を本会の会員資格を有する者とし、本会の入退会の手続きは細則で定める。

第6条 本会には、次の組織をおく。

- (1) 校外指導部 ・ 地区 PTA
- (2) 専門部 ・ 広報部 ・ 施設部 ・ 保健体育部
- ~~— (3) 専門委員会 — ・ ベルマーク委員会 —~~ (当面の間、委員会の活動を行わないため)
- (4) 学年 PTA ・ 学級 PTA
- (5) 半田ジュニアスポーツクラブ
- (6) その他

第4章 機関および任務

第7条 本会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

第8条 総会は、最高の議決機関であり、全会員で組織し、毎年4月に会長が招集する。その他必要と認めたときは、臨時に開催する。

- (1) 会務報告
- (2) 前年度の事業および決算の承認
- (3) 会長・副会長・会計監査の決定
- (4) 常任委員会の決定事項の承認
- (5) 当該年度事業計画及び予算の承認
- (6) 会則の変更
- (7) 細則の制定、または、改廃の報告
- (8) その他重要事項の決定
- (9) 総会の議長及び書記は総会出席者から選出され、会長が委嘱する。
- (10) 顧問は、校長とする。

第9条 常任委員会は、会長・副会長・会計監査・校外指導正副部長・専門部長・専門委員長・学年委員長・地区 PTA 委員長・半田ジュニアスポーツクラブ代表及び幹事で構成し、会長が招集する。

会長は必要に応じて、その他の役員に出席を求めることができる。

- (1) 事業及び決算に関すること
- (2) 会則に関すること
- (3) 細則の制定または改廃
- (4) 各機関の連絡調整
- (5) 会長・副会長及び会計監査の選考
- (6) 半田ジュニアスポーツクラブ新規競技部の加入に関すること
- (7) 緊急事項の決定
- (8) その他

第10条 校外指導部・専門部・専門委員会・学年 PTA・半田ジュニアスポーツクラブの任務及び構成は細則で定める。

第5章 役員

第11条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5～6名
- (3) 校外指導部長 1名 副部長 若干名
- (4) 専門部部长 1名 副部長 若干名
- ~~(5) 専門委員長 1名 副委員長 若干名~~ (当面の間、委員会の活動を行わないため)
- (6) 学年委員長 1名 副委員長 若干名
- (7) 半田ジュニアスポーツクラブ代表 1名 副代表 若干名
- (8) 幹事 若干名
- (9) 会計監査 若干名
- (10) 顧問 1名
- (11) 相談役 1名

第12条 役員の選考は、次のように定める。

- (1) 会長・副会長・会計監査は、常任委員会で選考し、総会で決定する。
- (2) 校外指導部正副部長は、常任委員会で決定する。
- (3) 専門部正副部長は専門部会で決定する。
- ~~(4) 専門委員長は専門委員会で決定する。~~ (当面の間、委員会の活動を行わないため)
- (5) 学年の正副委員長は、PTA 学年委員会で決定する。
- (6) 地区の PTA 委員長は、各地区の PTA で決定する。
- (7) 半田ジュニアスポーツクラブ代表は、部長会で決定する。
- (8) 幹事は、会長が委嘱する。
- (9) 顧問は、校長とする。
- (10) 相談役は、前会長とする。

第 13 条 各役員は次の会務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故のあった場合には、会長の職務を代行する。
- (3) 専門部部長及び校外指導部長、半田ジュニアスポーツクラブ代表は、その他の業務を担当し、副部長は部長の業務を補佐する。
- ~~(4) 専門委員長は、専門委員会の業務を担当し、副委員長は委員長の業務を補佐する。~~
(当面の間、委員会の活動を行わないため)
- (5) 学年委員長は、学年 PTA 活動のための業務を統括し、副委員長は、委員長の業務を補佐する。
- (6) 幹事は、事務局業務を担当する。
- (7) 会計監査は、会計及び特別会計の監査を行う。
- (8) 顧問はあらゆる PTA 会合に出席し、意見を述べることができる。

第 14 条 役員の任期は、1 か年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員に欠員があった時は、ただちに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 15 条 会長・副会長・会計監査は常任委員会で選考され、4 月の総会で決定・就任するが、4 月 1 日から総会までの間、選考された者が新年度の事業・予算編成を行うことができる。

第 6 章 表彰

第 16 条 第 9 条に規定する常任委員会の構成員として 3 期以上業務を担当し、本会会員の籍を失った会員を表彰する。ただし、本会に特に功労のあった人で、常任委員会で選考し、総会で認めた場合には、表彰することができる。

第 7 章 会計

第 17 条 本会の経費は、会費及びその他の収益金で補充し、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 個人情報保護

第 18 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱規則で定め適正に運用する。

第 9 章 付則

第 19 条 本会の会則を変更するときには、総会の承認を得なければならない。

第 20 条 本会の運営に関する必要な細則は、この会則の定めに従い、常任委員会の議決を得て定める。

第 21 条 この会則は、昭和 53 年 4 月 14 日から実施する。

この会則は、昭和 61 年 4 月 17 日改正する。

この会則は、平成 7 年 4 月 15 日改正する。

この会則は、平成 10 年 4 月 17 日改正する。

この会則は、平成 12 年 1 月 29 日改正する。

この会則は、平成 13 年 4 月 21 日改正する。

この会則は、平成 14 年 4 月 19 日改正する。

この会則は、平成 14 年 4 月 24 日改正する。

この会則は、平成 16 年 4 月 24 日改正する。

この会則は、平成 20 年 4 月 19 日改正する。

この会則は、平成 22 年 4 月 17 日改正する。

この会則は、平成 27 年 4 月 18 日改正する。

この会則は、令和 4 年 4 月 28 日改正する。

この会則は、令和 7 年 3 月 21 日改正する。